

くらしのサポート制度 check!



介護車両購入補助
 要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者を乗せる一車いす仕様車両の購入や改造にかかる費用の一部を補助します。
▼対象(次の①か②に該当する人やその家族)
 ①下肢・体幹機能障害の1・2級
 ②おおむね65歳以上で寝たきりの人、または日常的に車いすの必要がある人

介護車両購入補助

高齢者・障がい者福祉
 福祉と一口で言っても、一人一人困っていることが異なります。そこで町では、必要とされる支援に対応するため、さまざまな制度を行っています。

高齢者・障がい者福祉

配食サービス
 高齢者などに、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れた食事(弁当)を配達します。
▼対象(次の①〜③のいずれかに該当し、調理が困難な人)
 ①おおむね65歳以上の単身世帯
 ②高齢者のみの世帯
 ③重度障がい者

配食サービス

紙おむつなどの支給
 在宅で生活している寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどの支給を行います。
▼対象(町内に住所があり、次の①か②に該当する人)
 ①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上の人
 ②排せつ行為に支障のある身体障害者1・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

※車両が福祉車両と認められない場合もあります。事前にご相談ください。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する
※申請前の購入は対象外。
▼申請・問合先 役場健康福祉課 47-5024

紙おむつなどの支給

徘徊探知機の貸し出し
 認知症高齢者を介護する家族などの負担を軽減することを目的に

徘徊探知機の貸し出し

緊急通報装置の貸し出し
 一人暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害などもしものときに迅速な救護を行うためのものです。
▼対象(次の①〜④のいずれかに該当する人)
 ①おおむね65歳以上の単身世帯
 ②高齢者のみの世帯
 ③日中高齢者世帯
 ④身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

紙おむつなどの支給
 在宅で生活している寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどの支給を行います。
▼対象(町内に住所があり、次の①か②に該当する人)
 ①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上の人
 ②排せつ行為に支障のある身体障害者1・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

紙おむつなどの支給

配食日
 月・土曜日(祝日除く)のつち、希望曜日に夕食を提供
▼費用 1食4,000円
▼申請・問合先 町地域包括支援センター 80-9300、役場健康福祉課 47-5024

配食日



災害遺児手当
 交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。
▼対象(次の①か②に該当する人)
 ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
 ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童
▼支給金額 遺児一人につき月額3,000円
▼申請方法 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明・印鑑などをそろえて役場子ども支援課に直接申請する
▼申請・問合先 役場子ども支援課 47-5044

災害遺児手当

緊急通報装置の貸し出し
 一人暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害などもしものときに迅速な救護を行うためのものです。
▼対象(次の①〜④のいずれかに該当する人)
 ①おおむね65歳以上の単身世帯
 ②高齢者のみの世帯
 ③日中高齢者世帯
 ④身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

緊急通報装置の貸し出し
 一人暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害などもしものときに迅速な救護を行うためのものです。
▼対象(次の①〜④のいずれかに該当する人)
 ①おおむね65歳以上の単身世帯
 ②高齢者のみの世帯
 ③日中高齢者世帯
 ④身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

緊急通報装置の貸し出し

緊急通報装置の貸し出し
 一人暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害などもしものときに迅速な救護を行うためのものです。
▼対象(次の①〜④のいずれかに該当する人)
 ①おおむね65歳以上の単身世帯
 ②高齢者のみの世帯
 ③日中高齢者世帯
 ④身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

緊急通報装置の貸し出し



[Close Up]

「ようこそ！ 邑楽へ」の人にも
 「これからも邑楽で」の人にも

くらしのサポート制度

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。そこで「サポート制度」をまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。

子ども

子どもたちに明るい未来を……。大人たちの願いです。家庭、学校、地域などさまざまな空間で、子どもたちが安心して成長してくれよう。

病児病後児保育

おひさまが病気などで集団保育ができないときにお預かりします。
▼利用資格 町内に住所を有し、保育園や幼稚園などに通園している児童、保護者の就労などの理由により家庭保育が困難な状況にある小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する人
 ①当面症状の急変は認められないが、病気回復期にないため集団保育が困難
 ②病気回復期にあるが集団保育が困難
 ※病状によっては利用できない場合があります。

就学援助費と奨励費

【就学援助費】
 経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもに、就学援助費として学用品・修学旅行・給食などの費用を支給します。
【奨励費】
 支給は世帯の収入状況などで決定します。詳しくは、町教育委員会学校教育課または各地区の民生委員・児童委員へ相談してください。
【高等学校等就学援助費】
▼対象(次の全てに該当する人)
 ①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者
 ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
▼支給額 月額2万円
▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に申請する

必要書類など

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。
▼対象(次の①か②に該当する人)
 ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
 ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童
▼支給金額 遺児一人につき月額3,000円
▼申請方法 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明・印鑑などをそろえて役場子ども支援課に直接申請する
▼申請・問合先 役場子ども支援課 47-5044

必要書類など

CONTENTS

病児病後児保育	14
就学援助費と奨励費	14
災害遺児手当	14
介護車両購入補助	15
配食サービス	15
紙おむつなどの支給	15
徘徊探知機の貸し出し	15
緊急通報装置の貸し出し	15
出張理美容サービス	16
特定疾患見舞金	16
通院の交通費を支給	16
住宅リフォーム補助金	17
木造住宅の耐震サポート	17
浄化槽補助金制度	17
おうらお知らせメール	18
産後ケア	18
生活習慣病健診	18
高齢者肺炎球菌	19
麻しん風しん混合	19
二種混合	19

高齢者・障がい者福祉

出張理美容サービス

在宅で生活している寝たがりの高齢者などに、出張理美容サービスを行います。

▼対象(次の①～④のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

- ①おおよね65歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③重度障がい者
- ④要介護4以上の(1年以上)

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 47-5024

特定疾患見舞金

経済的・精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため、特定疾患医療や特定医療費(指定難病)の給付を受けている人などに見舞金を支給します。

▼対象(次の①～③のいずれかに該当する人)

- ①特定疾患医療や特定医療費の給付

を受けている

②小児慢性特定医療費の給付を受けている

③じん臓機能障害で人工透析法を受けている

▼支給額 患者一人につき月額3,000円

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて役場健康福祉課に直接申請する

※申請書は役場健康福祉課にあります。

▼申請に必要なもの 特定医療費(指定難病受給者証または身体障害者手帳、通帳、印鑑)

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 47-5024

通院の交通費を支給

じん臓機能障害の人などに通院時の交通費を支給します。

▼内容 人工透析療法などを受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助

▼対象(申請者の当該年度分の町民税額が非課税の人で、次の①か②に該当する人)

- ①じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受



住まい・くらし

「邑楽町に住んでよかった」と思えるまちに。だからこそ、大切にしていきたい。皆さんのホームプロジェクト。

住居リフォーム補助金

申請前の工事は対象になりません。ご注意ください

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の①～③全てに該当する人)

- ①町内在住で、住民登録がある
- ②町税などの滞納がない
- ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金を受けていない

▼補助対象住宅(次の①・②に該当する住宅)

- ①自らが町内に所有し、かつ居住する住宅
- ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

▼補助対象となるリフォーム(次の①～③全てに該当するリフォーム)

- ①町内施工業者による住居リフォーム
- ②工事費(消費税別)が20万円以上
- ③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増



改築など

▼対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、台所・トイレ、風呂など水回り工事など)

▼対象とならない工事 住宅本体以外の工事(物置、車庫別棟離れの建築工事、購入設備(家電製品・家具・備品)など)

▼補助金額 工事費(消費税別)の10%

※最高限度額20万円。
※1住宅1回限りの補助。
※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合せ 役場商工振興課 47-5026

木造住宅の耐震サポート

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

▼対象となる建物(次の①～③全て

②小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、通院して中心静脈栄養法などを受けている

▼支給額 月額2,600円～5,200円

※通院距離により変わります。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請に必要なもの 身体障害者手帳、通帳、印鑑

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 47-5024

Q「思いやり駐車場」を利用したいのですが

A「利用証」が必要になります

思いやり駐車場は「利用証」を持つ人が使える駐車スペースです。対象は、要介護の認定を受けている人、障害者手帳を持っている人、妊産婦、難病の人などです。詳しくは、お問い合わせください。

- ▶役場健康福祉課 47-5024
- ▶町社会福祉協議会 88-2408

Q 旅行で一日だけ車いすを使いたいのですが

A 町社会福祉協議会で貸し出しています

町社会福祉協議会では、一時的な車いすの貸し出しをしています。町内に住む人が冠婚葬祭や旅行、買い物、病院からの退院時などで利用できます。期間は最長1か月で、費用は無料です。

- ▶町社会福祉協議会 88-2408

ちょっと一休み 暮らしのQ&A

Q シニアパスポートってなんですか？

A 高齢者が特典を受けられるカードです。協賛店で割引などの特典を受けられます。65歳以上で希望する人にカードを配布しています。町内では役場健康福祉課、福祉センター、寿荘、邑楽町公民館、長柄公民館にあります。申請には身分証明書が必要です。

- ▶役場健康福祉課 47-5024

Q 家族の物忘れが心配なのですが

A まずは専門の医療機関で受診を

町地域包括支援センターでは「認知症サポーター養成講座」などの講座を開催しています。認知症についての理解を深めるためにぜひご参加ください。不安なことや聞きたいことがあればご相談ください。専門の職員がお話を伺います。

- ▶地域包括支援センター 80-9300

浄化槽補助金制度

町では生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽設置経費に対する補助金を交付します。

▼補助対象 左表のとおり

槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	44万4千円
7人槽	17万3千円	48万6千円
10人槽	22万8千円	57万6千円

①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合。②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認した上で、機能を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合。

▼平成30年度申請受付期間 4月2日～平成31年1月31日

※予算額に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。

【注意事項】

・工事は浄化槽補助金申請を完了してから始めてください。

・申請をせずに浄化槽工事を完了したものは補助対象外です。

・申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。

▼申請・問合せ 役場安全安心課 47-5037

この補助金について、町では個別の勧誘は行っていません

くらしのサポート制度 check!

住まい・暮らし

おつらお知らせメール

おつらお知らせメールは、あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールアドレス宛てに町や近隣市町のイベント情報や緊急情報、防災情報、不審者情報などを配信します。利用料金は無料(通信費はかかります)です。

▼緊急情報(随時配信)
防災情報 地震や台風などの災害情報
町に災害対策本部が設置されたとき

▼防犯情報
不審者・防犯についての情報
緊急情報 迷いの情報や町などが主催する一部の行事の中止のお知らせ

▼注意報
光化学オキシダント注意報
選挙結果 町議会議員選挙・町長選挙の結果

▼イベント情報(月2回)
町内(近隣市町(邑楽郡・館林市・太田市)で行われる主なイベントなどの情報

▼申込方法
【携帯用】 ①町携帯用ホームページにアクセス②トップページ下「おつらお知らせメール」登録ページのメニューから登録する
【パソコン・スマホ】 ①町ホームページにアクセス②トップページ右側「おつらお知らせメール申し込み」



▼町ホームページアドレス・QRコード
<http://www.town.ora.gunma.jp/>



フォトモットも随時更新中。
Photo Motto アクセス数、増えています。

ちょっと一休み

暮らしのQ&A

Q 町のイベントなどの情報を知りたいのですが
A 広報おつらや町ホームページをチェック
イベント情報は広報おつらの町政HOTNEWSやまちかど情報板やJOYのページに掲載しています。町ホームページでも広報おつらが閲覧可能です。また、大きなイベントは町ホームページのイベントカレンダーを確認してみてください。
▶役場企画課 ☎47-5007

イベントカレンダーはこちらから → <http://www.town.ora.gunma.jp/calendar/index.html>

暮らしのサポート制度 check!

予防接種

予防接種は、自分が健康で元気な毎日が送れるようにする方法の一つ。そして、自分の大切な人を守るためのものです。予防接種で自分と自分の大切な人を守りましょう。

高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)
①左表に該当し、自ら接種を希望する

年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～29年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～19年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～14年4月1日
85歳	昭和8年4月2日～9年4月1日
90歳	昭和3年4月2日～4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～13年4月1日
100歳	大正7年4月2日～8年4月1日

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を持つ
※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます。
※②に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会 太田市医師会 足利市医師会管内の個別接種実施医療機関
▼費用 2,000円
※公費補助は一人1回限り。
▼持参するもの 配布された通知書、保険証、接種費用
▼実施期間 4月1日①～平成31年3月31日②
※実施期間外での接種は全額自己負担。
▼申込・問合先 保健センター ☎88-5533

麻しん・風しん

「麻しんにならない、麻しんにさせない」ため、早めの接種をお願いします。

▼対象
1期 満1～2歳に至るまでの幼児
2期 来年少学入学の幼児(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)
▼接種期間
1期 満1～2歳に至るまで
2期 4月1日①～平成31年3月31日②
▼予防接種ができる医療機関 館林

健康・医療

歳を重ねるほど健康のありがたみを感じます。自分らしく生きるための「健康」を。大切な人のための「健康」を。

産後ケア

出産直後の母乳育児への不安や身体への負担を軽減するため、助産師による心身ケアや乳房ケア、休養などの支援を行っています。

▼対象 町内に住所のある産後2か月未満のお母さんと赤ちゃん
▼内容 母乳相談、授乳指導、乳房ケア、産婦が休養できる場の提供など
▼利用者負担額 1日2,000円(昼食代込み)

●利用施設・日時など

施設名	曜日	時間
館林厚生病院 (館林市成島町)	毎週必曜日 または④曜日	午前 9:30 ~ 午後 5:30
鈴木助産院 (太田市丸山町)	毎週月～④曜日 ※祝日・年末年始除く。	

支援してほしい内容は人それぞれ。時間は、事前の相談で変更できます。気軽にご相談ください

▼利用可能回数 産後2か月未満までの期間に7日以内
▼申込方法 電話または直接保健センター ☎88-5533

生活習慣病健診

勤務先などで健診を受ける機会のない人を対象に、生活習慣病健診を実施します。

▼期日 5月1日①、5月2日②
※その他、集合検診でも受診できる日程があります。詳しくは町ホームページなどでご確認ください。
▼受付時間 午前8時30分～11時
▼会場 保健センター
▼対象 30～39歳で、勤務先などで健診を受ける機会のない人(平成31年3月31日現在の年齢)
※昨年受診した人、また30歳と35歳の節目年齢の人に健診受診票を送付します。
▼内容 計測、血圧、検尿、血液検査(肝機能、貧血、血糖、脂質の検査) 診察
▼健診費用 500円
▼申込方法 電話または直接保健センターへ申し込む
▼申込・問合先 保健センター ☎88-5533

ちょっと一休み

暮らしのQ&A

Q 予防接種をすれば、その病気になることはないの?
A 免疫効果は100%ではありません
予防接種をすれば、その病気に対する免疫を得ますが、その効果は100%ではありません。ただし、インフルエンザなどの予防接種は感染の防御だけでなく、感染後の重症化を防ぐ効果などがあります。
▶保健センター ☎88-5533

二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として小学6年生に接種します。

▼対象 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ
▼接種期間 4月1日①～平成31年3月31日②
▼予防接種ができる医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関
▼接種費用 無料
▼申込・問合先 保健センター ☎88-5533

広報おつら編集部では、今回掲載しきれなかった情報や生活に必要な情報、さらにまちの動き、邑楽に生きる人々の暮らしを広報紙にしていきます。
問合先▶役場企画課 ☎47-5007

暮らしのサポート制度 check!

